

瀬戸市教育委員会告示第2号

瀬戸市立中学校の通学区域を定める規程（昭和44年瀬戸市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月16日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
瀬戸市立中学校の通学区域は、次のとおりとする。		瀬戸市立中学校の通学区域は、次のとおりとする。	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
瀬戸市立にじの丘中学校	<u>西十三塚町</u> <u>東十三塚町</u> <u>下陣屋町</u> <u>上陣屋町</u> <u>東安戸町</u> <u>安戸町</u> <u>道泉町</u> <u>西谷町</u> <u>窯神町</u> <u>背戸側町</u> <u>仲切町</u> <u>朝日町</u> <u>栄町</u> <u>陶本町1丁目</u> <u>陶本町2丁目</u> <u>陶本町3丁目</u> <u>陶本町4丁目</u> <u>陶本町5丁目</u> <u>陶本町6丁目</u> <u>山脇町</u> <u>元町1丁目</u> <u>元町2丁目</u> <u>元町3丁目</u> <u>滝之湯町</u> <u>京町1丁目</u> <u>京町2丁目</u> <u>深川町</u> <u>宮里町</u> <u>湯之根町</u> <u>西印所町</u> <u>東印所町</u> <u>泉町</u> <u>宮脇町</u> <u>新道町</u> <u>勿田町</u> <u>須原町</u> <u>藤四郎町</u> <u>東郷町</u> <u>前田町</u> <u>杉塚町</u> <u>薬師町</u> <u>末広町1丁目</u> <u>末広町2丁目</u> <u>末広町3丁目</u> <u>古瀬戸町</u> <u>西古瀬戸町</u> <u>紺屋田町</u> <u>五位塚町</u> <u>馬ヶ</u>	瀬戸市立本山中学校	<u>西十三塚町</u> <u>東十三塚町</u> <u>下陣屋町</u> <u>上陣屋町</u> <u>東安戸町</u> <u>安戸町</u> <u>道泉町</u> <u>西谷町</u> <u>窯神町</u> <u>背戸側町</u> <u>仲切町</u> <u>朝日町</u> <u>栄町</u> <u>陶本町1丁目</u> <u>陶本町2丁目</u> <u>陶本町3丁目</u> <u>陶本町4丁目</u> <u>陶本町5丁目</u> <u>陶本町6丁目</u> <u>山脇町</u> <u>元町1丁目</u> <u>元町2丁目</u> <u>元町3丁目</u> <u>滝之湯町</u> <u>京町1丁目</u> <u>京町2丁目</u> <u>深川町</u> <u>宮里町</u> <u>湯之根町</u> <u>西印所町</u> <u>東印所町</u> <u>泉町</u> <u>宮脇町</u> <u>新道町</u> <u>勿田町</u> <u>須原町</u> <u>藤四郎町</u> <u>前田町</u> <u>杉塚町</u> <u>薬師町</u> <u>末広町1丁目</u> <u>末広町2丁目</u> <u>末広町3丁目</u> <u>進陶町</u> （188番から196番までの区域）

<p>城町 東古瀬戸町 西拝戸町 東拝戸町 東町 東洞町 南東町 西洞町 仲洞町 寺 本町 王子沢町 塩草町 太 子町 新明町 小空町 東明 町 西窯町 中畑町 赤津町 窯元町 針原町 長谷口町 八王子町 白坂町 西白坂 町 中白坂町 北白坂町 東 白坂町 南白坂町 凧山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門 前町 西山路町 山路町 東 山路町 上山路町 南仲之切 町 蛭子町 祖母懐町 陶生 町 西郷町 仲郷町 一里塚 町 中山町 川合町 春雨町 上ノ切町 秋葉町 東茨町 陶栄町 東本町1丁目 東 本町2丁目 萩殿町1丁目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁目 萩殿町4丁目 萩殿町5丁 目 進陶町(188番から1 96番までの区域)</p>	<p>瀬戸市立祖東中 学校</p> <p>東郷町 古瀬戸町 西古瀬戸 町 紺屋田町 五位塚町 馬 ヶ城町 東古瀬戸町 西拝戸 町 東拝戸町 東町 東洞町 南東町 西洞町 仲洞町 寺本町 王子沢町 塩草町 太子町 新明町 小空町 東 明町 西窯町 中畑町 赤津 町 窯元町 針原町 長谷口 町 八王子町 白坂町 西白 坂町 中白坂町 北白坂町 東白坂町 南白坂町 凧山町 巡間町 惣作町 鐘場町 門前町 西山路町 山路町 東山路町 上山路町 南仲之 切町 蛭子町 祖母懐町 陶 生町 西郷町 仲郷町 一里 塚町 中山町 川合町 春雨 町 上ノ切町 秋葉町 東茨 町 陶栄町 東本町1丁目 東本町2丁目 萩殿町1丁目 萩殿町2丁目 萩殿町3丁 目 萩殿町4丁目 萩殿町5 丁目</p>
<p><省略></p>	<p><省略></p>

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。